**秘密保持契約書**

●●●（以下、甲という）と●●●（以下、乙という）とは、甲乙間で秘密情報の開示がなされるにあたり、以下の通り契約を締結する（以下、本契約という）。

第1条（秘密情報）

１　本契約おいて秘密情報とは、口頭、書面、写真、ビデオテープ、機材、サンプル、ファクシミリ通信、電子メール等インターネット通信又はフロッピーディスク、ＨＤＤ、ＭＯ、ＤＶＤ－Ｒ若しくはＣＤ－Ｒ等の記録媒体に記録されたコンピュータデータ等の媒体の種類を問わず、甲乙間の取り引き、打ち合わせ等において知り得た相手方の技術上又は営業上の情報のうち、“秘密”、“CONFIDENTIAL”、若しくはその他これに準じた表示が付された情報、又は口頭による開示の際に秘密である旨を告知し、かつ開示後●日以内に書面によって秘密部分が特定された情報をいう。

２　前項の定めにかかわらず、以下の各号に定める情報は、秘密情報には含まれないものとする。

（１）秘密情報を取得した時に、すでに公知となっている情報

（２）秘密情報を取得した後に、受領者の責によらず公知となった情報

（３）秘密情報を取得する前に、受領者がすでに保有していた事を証明できる情報

（４）秘密情報を取得した後に、受領者が秘密情報によることなく、独自に開発したことを証明できる情報

（５）秘密情報を取得した後に、受領者が正当な権利を有する第三者から如何なる守秘義務も負うことなく、かつ、適法に入手したことを証明できる情報

（６）法律の規定により開示が義務づけられた情報

第２条（秘密保持）

１　甲及び乙は、秘密情報を秘密として保持し、第三者に開示、漏洩等してはならないものとし、　　かつ、秘密情報を知る必要のある従業員にのみ開示し、秘密情報の不正使用、不正開示または漏洩を防止するため、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理する。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、秘密情報を第三者に開示することができる。この場合、本契約に基づき自己に課されている義務と同等の義務を当該第三者にも課すとともに、当該第三者の義務違反によって開示者に損害が生じた場合、その一切を賠償するものとする。

第３条（目的外使用の禁止）

甲及び乙は、秘密情報を事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、新規開発案件検討の目的（以下、本件目的という）以外に使用してはならない。

第４条（複製の制限）

甲及び乙は、秘密情報を複製してはならない。但し、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、承諾を得た数量に限り秘密情報を複製することができ、当該複製物についても秘密情報と同様に取り扱うものとする。

第５条（知的財産権の取扱い）

本契約は、甲及び乙が保有する特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権等の知的財産権その他一切の権利の譲渡又は許諾を意図するものではない。

第６条（返還又は破棄）

甲及び乙は、相手方より請求があった場合、本件目的の達成または達成不能が明らかとなった場合、秘密情報を所持する必要がなくなった場合、又は本契約が終了した場合は、直ちに秘密情報及びその複製物を返還し、又は相手方の指示に従い、それらを破棄するものとする。

第７条（損害賠償）

甲又は乙が本契約に違反した場合、当該違反者は相手方に対し、当該違反によって生じた損害を賠償する。この場合、違反者は、損害拡大を防止するための措置について相手方の指示に従うものとする。

第８条（期間）

１　本契約の有効期間は、本契約締結日から●年間とする。但し、期間満了前に甲乙両当事者の書面による合意により、本契約の有効期間を短縮又は延長することができるものとする。

２　本契約の終了後といえども、本契約第２条、第３条、第６条、第７条、本条及び第１０条は、なお有効とする。

第９条（協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項、本契約各条項の解釈に疑義が生じた事項については誠意を持って協議し、これを処理解決する。

第１０条（合意管轄）

本契約に起因して生じる一切の紛争については、●●●地方裁判所を専属的な第一審の管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

 年　月　　日

甲：

乙：